

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第5号

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市消防局事務専決規程（昭和57年新潟市消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中

「

(6) 職員の年次有給休暇及び特別休暇の承認をすること。		課の職員	署の課長	署の職員				を
------------------------------	--	------	------	------	--	--	--	---

」

「

(6) 職員の年次有給休暇及び特別休暇の承認をすること。	次長	課長、課の職員	署長、署の課長	署の職員				に、
------------------------------	----	---------	---------	------	--	--	--	----

」

「

(9) 職員の週休日 を振替え、又は半 日勤務時間の割振 りを変更し及びこ れらを職員に通知 すること。		課の職員	署の課長	署の職員				
---	--	------	------	------	--	--	--	--

を

」

「

(9) 職員の週休日 を振替え、又は半 日勤務時間の割振 りを変更し及びこ れらを職員に通知 すること。	次長	課長、課 の職員	署長、署 の課長	署の職員				
---	----	-------------	-------------	------	--	--	--	--

に、

」

「

(11) 職員の休 日の代休日の指定 をすること。		課の職員	署の課長	署の職員				
---------------------------------	--	------	------	------	--	--	--	--

を

」

「

規制指導課		
項目	次長	課長
<p>1 消防法（昭和23年法律第186号。以下この表において「法」という。）に関する事務</p> <p>(1) 法第7条第2項の規定により建築物の許可等に係る同意をすること（建築物同意事務取扱規程（昭和35年消防本部訓令第107号。以下この表において「同意規程」という。）第2条により局が同意するもののうち、許可申請並びに消防用設備等の変更を伴わない計画変更申請及び計画通知に係るものを除く。）。</p> <p>(1)の2 法第7条第2項の規定により建築物の許可等に係る同意をすること（同意規程第2条により局が同意するもののうち、許可申請並びに消防用設備等の変更を伴わない計画変更申請及び計画通知に係るものに限る。）。</p> <p>(1)の3 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）により特定共同住宅等の適合</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	

に

申請を受理し、確認すること。		
(1)の4 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条に基づく消防用設備等の基準の特例を認定すること。	○	
(1)の5 法第11条第2項の規定により危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下この表において「製造所等」という。移動タンク貯蔵所を除く。）の設置及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所（以下この表において「特定事業所」という。）の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）の変更の許可をすること。	○	

」

改め、同表3の項第42号の次に次のように加える。

(42)の2 新潟市火薬類取締法施行細則（平成22年新潟市規則第27号。以下この表において「火取法細則」という。）第8条第4項の規定による災害発生報告書を受理すること。	軽易なもの
--	-------

別表第2のうち危険物保安課の表3の項第43号中「新潟市火薬類取締法施行細則（平成22年新潟市規則第27号。以下この表において「火取法細則」という。）」を「火取法細則」に改める。

別表第2のうち危険物保安課の表4の項第37号の次に次のように加える。

<p>(37) の 2 高圧法第 39 条の 2 1 の規定 による製造のための施設又は製造の方法の 変更に係る届出を受理すること。</p>		<p>○</p>
--	--	----------

別表第 3 の 4 の項中

「

<p>(6) 条例第 48 条の規定により防火対象物 の使用開始の届出を受理すること。</p>		<p>○</p>
<p>(7) 条例第 49 条の規定により火を使用す る設備等の設置の届出を受理すること。</p>		<p>○</p>

を

」

「

<p>(6) 条例第 48 条の規定により防火対象物 の使用開始の届出を受理すること。</p>	<p>○</p>	
<p>(7) 条例第 49 条の規定により火を使用す る設備等の設置の届出を受理すること。</p>	<p>○</p>	

に、

」

「

<p>(11) 条例第 51 条の規定により指定数量未 満の危険物等の貯蔵及び取扱い又は廃止の 届出を受理すること。</p>		<p>○</p>
--	--	----------

を

」

「

(11) 条例第51条の規定により指定数量未
満の危険物等の貯蔵及び取扱い又は廃止の
届出を受理すること。

○

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。